

実体審査が無い知的財産登録

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

知的財産権には登録制度が有るものと無いものがあります。さらに、登録制度があっても、書式審査のみで実体審査を行わないものもあります（図1参照）。本稿では、登録制度はあるが実体審査を行わない知的財産権の中から、・著作権、・プログラム著作物の著作権、・回路配置利用権の内容や登録方法を紹介します。



【図1】登録制度、実体審査の有無による区分け

登録制度がある知的財産権		登録しなくとも発生する知的財産権
実体審査有り	実体審査無し	
<ul style="list-style-type: none"> ・特許権、意匠権、商標権（産業財産権） ・育成者権 ・商号 ・地理的表示（GI）：農林水産物 ・地理的表示（GI）：酒類 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用新案権 ・著作権（プログラム著作物を除く） ・プログラム著作物の著作権 ・回路配置利用権 	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権 ・営業秘密

2. 著作権の登録

（1）著作権とは（図2参照）

著作は思想又は感情を創作的に表現することで、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものです。図2に著作物の代表例を示します。

【図2】著作権の説明

項目	内容
根拠となる法令	著作権法
担当部門・組織	文化庁著作権課
著作物とは	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（法第2条第1項）
著作物の例	言語：小説、論文、詩歌等 音楽：楽曲、楽曲を伴う歌詞 舞踊、無言劇：舞踊、バレエ、ダンス等 美術：絵画、彫刻、漫画、美術工芸品等 建築：芸術的な構造物 地図、図形：地図、図面、図表、模型等 映画：劇場用・テレビ映画等 写真：写真、グラビア等 プログラム：コンピュータ・プログラム

（2）登録の種類と効果（図3参照）

著作権は、著作物を創作した時点で自動的に発生します。著作権の登録は、特許や

意匠登録、商標登録のように権利を発生・取得するためではなく、対抗要件や事実が発生した日付を明確にすることを目的にします。

【図3】登録内容と効果

登録の種類	申請者	効果等
実名	・無名又は変名で公表した著作者 ・著作者が遺言で指定する者	・保護期間が公表後70年から著作者の死後70年になる（一般的に延長になる）。
第一発行年月日等	・著作権者 ・無名又は変名で公表した著作者	・登録日に発行又は公表されたものと推定される。
著作権・著作隣接権の移転等	登録権利者及び登録義務者	・権利の変動を第三者に対抗可
出版権の設定等	登録権利者及び登録義務者	・権利を第三者に対抗可

(3) 登録手続きと費用 (図4参照)

①著作物の題号、著作者の氏名(名称)等を所定の書式に従って記載します。そして、著作物の明細書中「著作物の内容又は体様」の記載には工夫が必要です。200～400字程度で説明し、必要に応じて著作物の写真や図面・文書等を添付します。

②登録の申請がなされますと、書式審査後に登録され、登録番号が発行されます。

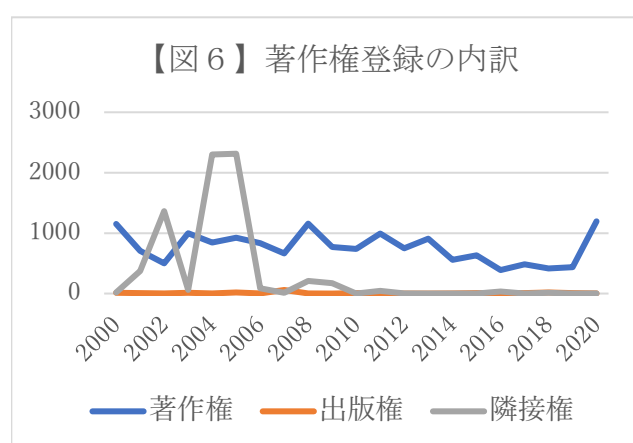
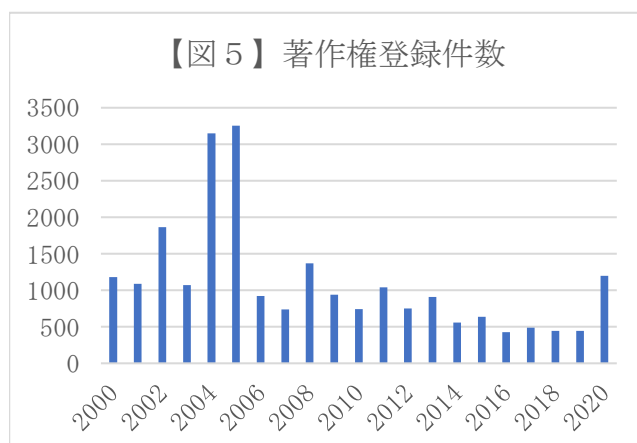
③費用は、登録免許税であり、申請書に収入印紙を貼って納付します。

【図4】登録費用(登録免許税)

登録事項(代表例)	登録免許税率(1件あたり)
発行年月日、創作年月日	3,000円
著作者の実名	9,000円
著作権の移転	18,000円
出版権の設定	30,000円
出版権の移転	18,000円
著作隣接権の移転	9,000円

(4) 著作権登録件数の推移 (図5, 6参照)

著作権登録件数は、2004年と2005年に急増したが、その後減少し、現在も減少後の件数が続いています。内訳を見ると、同年に著作隣接権が急増したことが要因であり、権利意識の強い業者による登録が積極的に行われたと推定されます。



なお、「著作隣接権」とは、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者(実演家, レコード製作者, 放送事業者及び有線放送事業者)に与えられる権利のことを云います。

3. プログラム著作物の著作権

(1) プログラム著作物とは (図7参照)

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組合せたものとして表現したものであり、著作物として登録することができます。

【図7】プログラム著作物の説明

項目	内容
根拠となる法令	著作権法、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律
担当部門・組織	一般社団法人ソフトウェア情報センター
対象外とされた例	・プログラム言語 ・規約 ・解法 ・誰が創作しても同じになるプログラム

(2) 登録の種類と効果 (図8参照)

プログラムも著作物ですので、著作権は創作した時点で自動的に発生します。そして登録は、対抗要件や事実が発生した日付を明確にすることを目的にします。

【図8】登録内容と効果

登録の種類	申請者	効果等
創作年月日	プログラムの著作者	・登録日に創作されたものと推定される。 ・創作後6か月以内に申請必要
第一発行年月日等	・著作者 ・無名又は変名で公表した発行者	・登録日に発行又は公表されたものと推定される。
著作権（権利の変動）	登録権利者及び登録義務者	・権利の変動を第三者に対抗可
実名	・無名又は変名で公表した著作者 ・著作者が遺言で指定する者	・保護期間が公表後70年から著作者の死後70年になる。

(3) 手続きと費用 (図9参照)

登録手続きは著作権登録と同様に所定の書式で行いますが、以下が異なります。

① プログラムの著作物の複製物の記憶媒体を添付する。(提出済みの場合は援用可)

② 費用に、登録免許税とは別に登録手数料が必要となる。

事前に振込みを行い、その証明書を貼付した登録手数料納付書を添付する。

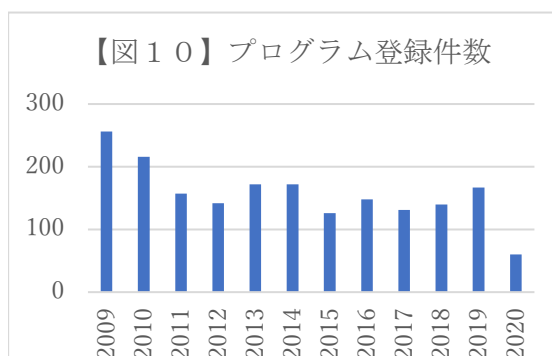
(4) プログラム著作物の登録件数の推移 (図10参照)

データが公表されている2009年(平成21年)度以降では、2009年度の256件をピークに減少を続け、2020年度には60件に減少しています。

【図9】登録費用(登録免許税)

登録事項	登録手数料	登録免許税
創作・発行年月日	47,100円	3,000円
著作者の実名	47,100円	9,000円
著作権の譲渡	47,100円	18,000円
質権の設定	47,100円	債権の0.4%

【図10】プログラム登録件数



4. 回路配置利用権

(1) 回路配置利用権とは (図1-1参照)

半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置が保護対象です。

【図1-1】回路配置利用権の説明

項目	内容
根拠となる法令	半導体集積回路の回路配置に関する法律
担当部門・組織	一般社団法人ソフトウェア情報センター
回路とは	独自に創作した回路配置

(2) 登録内容と効果 (図1-2参照)

登録をすると回路配置利用権が発生し、業として利用する権利を専有することができます。

【図1-2】登録内容と効果

登録の種類	申請者	効果等
回路配置利用権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創作をした者 ・ 承継人 	以下には権利が及ばない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人が創作した回路配置の利用 ・ 解析または評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為

(3) 手続きと費用 (図1-3参照)

前記と同様に所定の書式で作成しますが、さらに以下の手続きが必要です。

① 半導体集積回路4個を提出す

る。実施していないときは、現物に代えて20倍尺以上の写真での提出が可能。

② 登録手数料が必要であり、事前に振込みを行い、その証明書を貼付した手数料納付書を添付する。

(4) 回路配置利用権の登録件数の推移

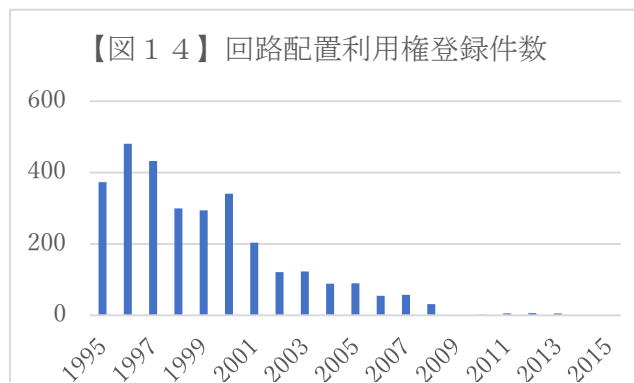
(図1-4参照)

1995年以降では、1996年(平成7年)度の481件をピークに減少が続く、2014年(平成26年)度以降は申請登録がありません。権利の存続期間は10年ですので、現存は10数件の権利のみであり、数年後には0件になる可能性があります。法律(権利)の存在意義を問われかねない状態になっていると思われます。

【図1-3】登録費用(登録免許税)

登録事項	登録手数料	登録免許税
設定	74,900円	18,000円
移転	36,100円	9,000円
利用権の設定	36,100円	9,000円

【図1-4】回路配置利用権登録件数



4. まとめ

他人が、当方の創作物の内容を参考にして製品の製造・販売を行った場合であっても、その実施を抑えるためには、当方の創作物の内容と開発時期の証明を行う必要があります。本稿記載の権利のように実体審査が無い権利であっても、公的な登録を行うことにより開発（創作）内容や期日の特定を行うことができ、一定の効果があります。このような登録は市場において優位性を保つ道具になりますので、登録制度を活用されることを期待します。

INPIT 知財総合支援窓口は知的財産権としてこれらの権利を守ると共に、産業の発達に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成 2021年11月)